

Client Alert

15 January 2025

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com

英語版に関する
お問い合わせ先：



Flávia Rebello Pereira
Partner
+55 11 3048 6851
Flavia.Rebello@trenchrossi.com



Andre Provedel
Senior Associate
+55 21 2206 4937
Andre.Provedel@trenchrossi.com

ブラジル特許商標庁、スローガンの商標登録を認める

2024 年 10 月 30 日、ブラジル特許商標庁（BPTO）は、知的財産権法会議において、「スローガンなどの広告要素を含む商標の出願受付を近日中に開始する」と発表した。また、この方針転換は、2024 年 11 月 27 日公表の商標ガイドラインに反映された。

詳細

ブラジル特許商標庁（BPTO）は歴史的に、商標の不登録事由を定めた工業所有権法（Law No. 9,279/96 - LPI）第 124 条第 7 号に基づき、「専ら宣伝手段として使用される標章又は表現（signs or expressions used only as a means of advertising）」を厳格に解釈し、スローガン等の商標の登録を禁じてきた。

しかし、スローガン商標に関する国際的な慣行や、ブラジルが加盟する商標関連条約に鑑み、このたび「広告要素を有する標章の登録要件」を大幅に緩和することとなった。

改正商標ガイドラインでは、「広告要素を含む商標」は、(i) 広告機能を果たしており、かつ (ii) 出所識別としての識別機能を果たすことができない場合にのみ拒絶されることとなる。

改正商標ガイドラインでは、標章が以下のいずれかに該当する場合に「広告機能」を構成すると規定している：

- a) 標章がその商品・サービスを勧めている場合
- b) 標章がその商品・サービスの品質・質を宣伝している場合
- c) 標章が会社の使命、価値、アイデア、コンセプトを伝えている場合
- d) 標章が聴衆に特定の行動をとるように促している場合
- e) 標章が競合他社との関係において、商品・サービスを強調している場合

この改正は、ブラジルの商標政策を国際基準に合わせ、広告要素の価値を保護しようとする企業に新たな機会を創出するものと期待されている。

上記記事の英語版は[こちら](#)。